

震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害が発生し、被災した都県独自では十分な応急措置を実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災した都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 救助及び応急復旧等に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第4条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、とりあえず口頭で要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第5条 災害が発生し、被災した都県と連絡が取れない場合、他の都県は、速やかにその被害状況についてヘリコプター等による自主的な情報収集を行い、その情報を被災した都県及び他の都県に提供するものとする。

- 2 前項の情報等により応援が必要と認められたときは、都県は自主的な判断により応援活動に出動できるものとする。
- 3 応援する都県は、自主出動した際には、被災した都県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 4 応援する都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第6条 都県は、災害時における他の都県からの応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所をあらかじめ定めておくものとする。

(応援に伴う車両等の誘導)

第7条 被災した都県及び応援のために出動する車両等が通行する都県は、応援車両等の誘導に可能な限り努めるものとする。

なお、応援する都県は、通過時間、ルート等を関係都県に通報するものとする。

(応援拠点都県の設置)

第8条 都県は、被災した都県に対する効率的な応援を実施するため、応援する都県が複数になる場合には、協議により、被災した都県との連絡調整の中心となる都県(以下「応援拠点都県」という。)を定めることができる。

2 前項に規定する応援拠点都県を定めた場合には、応援拠点都県は、この旨をただちに被災した都県に通報するものとする。なお、被災した都県と応援する都県との連絡調整は、原則として、応援拠点都県を経由して行うこととする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 自主出動による被災地における情報収集活動等に要した経費は、応援した都県が負担するものとする。

4 第3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(訓練の実施)

第10条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第11条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第12条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

第14条 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年6月13日

東京都知事

茨城県知事

栃木県知事

群馬県知事

埼玉県知事

千葉県知事

神奈川県知事

山梨県知事

静岡県知事

長野県知事

震災時等の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部署)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部署は、別表のとおりとする。

(応援要請の手続)

第3条 協定第4条に規定する文書による応援要請は、様式1(応援要請書)により行うものとする。

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた都県(以下「応援都県」という。)は、応援要請を受けた事項に関する応援計画を作成し、応援を実施するものとする。

なお、協定第8条に規定する応援拠点都県が設置されたときは、応援都県は応援拠点都県と調整のうえ応援計画を作成するものとする。

2 応援計画を作成したとき、応援都県又は応援拠点都県は、次の事項について電話等により応援を要請した都県(以下「要請都県」という。)に連絡調整したうえ、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式2(応援通知書)を送付するものとする。

- (1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段及び物資の到着までの所要時間
- (2) 人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間及び派遣場所までの所要時間
- (3) 施設及び業務の提供については、受入れ施設の種別、所在地、受入れ可能人数又は数量及び受入れ可能期間
- (4) その他の応援については、応援内容及び応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援物資の受領通知)

第5条 要請都県は、応援要請に基づく応援物資を受領した場合には、応援都県に対し様式3(応援物資受領書)を送付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 応援都県は、応援要請に基づく応援を終了した場合には、要請都県に対し様式4(応援終了報告書)により、その旨を報告するものとする。

(応援の自主出動)

第7条 協定第5条に規定する応援の自主出動をしたときは、後日第4条第2項に定める応援通知書を送付するものとし、第5条及び第6条を準用する。

(応援拠点都県)

第8条 協定第8条に規定する応援拠点都県は、応援都県と協議し、次の事項を決定する。

- (1) 応援都県の役割及び分担
- (2) 人的・物的支援基地の設置
- (3) 物的応援の場合は、品目、数量、輸送手段、搬入場所
- (4) 人的応援の場合には、活動内容、人数、派遣場所、派遣期間
- (5) その他応援に際し必要な事項

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第9条 協定第9条に規定する費用のうち、応援職員の派遣に係るものについては、次のとおり定めるものとする。

- (1) 要請都県が負担する費用の額は、応援都県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援都県の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては応援都県が賠償責任を負う。

(資料の交換)

第10条 協定第11条に規定する資料は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 協定第2条に規定する連絡担当部署
- (3) 協定第6条に規定する施設、場所
- (4) 備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び調達体制
- (5) 陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地及び緊急輸送路等の状況
- (6) 都県の支援できる項目
- (7) その他必要な資料

(連絡会議の開催)

第11条 協定第12条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年年度当初及び必要に応じて随時開催するものとする。

2 連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。

- (1) 応援体制
- (2) 各都県の備蓄体制
- (3) 各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受入れ体制
- (4) その他必要な事項

(活動マニュアルの作成)

第12条 都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うため、被災都県及び応援都県が果たすべき活動マニュアルを別に作成するものとする。

附則

この実施細目は、平成8年9月1日から施行する。

[様式略]